

第3章 都市施設

都市施設は、円滑な都市活動を支え、都市で生活する人々の利便性の向上や良好な都市環境を確保するとともに、都市の骨格を形成する役割を持つものであり、主なものとして、道路や公園、下水道等があります。これらの施設のうち、都市全体あるいは地域に必要な施設について都市計画に定めています。

1 交通施設

(1) 道路

都市計画道路は、都市の骨格を形成し、自動車などの都市交通を支える最も基本的な施設で、日常生活や経済活動に欠かすことのできない社会資本です。

その機能としては、都市における円滑な移動を確保するための交通機能や、電気・ガス・上下水道・通信などのライフラインを収容するための空間機能、都市の骨格を形成し、街区を構成するための市街地形成機能などがあり、都市内において連続した公共空間を提供し、良好な都市環境を確保する上で重要な役割を担っています。

また、その規模や目的に応じて、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路に分類されています。

現在、市内には75路線（総延長207.79 km）の道路を都市計画に定めていますが、そのほとんどは、人口の増加や市街地の拡大に対応するために高度経済成長期の昭和30年代に計画したものです。

そこで、富士市を取り巻く社会情勢や交通需要の変化に見合った将来都市像を見込んだ合理的な道路網を構築するため、静岡県ガイドラインを基に作成した「富士市都市計画道路必要性再検証ガイドライン」に基づき、平成19年度から平成22年度にかけて、富士市として初めて都市計画道路の必要性についての再検証を行い、平成22年9月17日に1路線、平成24年3月30日に19路線について、一部区間又は全線を廃止しました。

それから10年程度が経過し、平成30年に最新の交通量調査のデータを基にした将来交通需要の予測結果を取りまとめ、令和元年度から2か年かけて、富士市として2回目となる都市計画道路の再検証を行い、その結果を基に都市計画変更の手続きを進めています。



本市場大淵線

< 都市計画道路の決定状況 >

道路区分 幅員	自動車専用道路		幹線街路		区画街路		特殊街路		合計	
	路線数	延長(m)	路線数	延長(m)	路線数	延長(m)	路線数	延長(m)	路線数	延長(m)
40m以上			1	12,000					1	12,000
30m以上40m未満	2	19,620	1	4,930					3	24,550
22m以上30m未満			9	20,240					9	20,240
16m以上22m未満			26	81,920					26	81,920
12m以上16m未満			21	42,950					21	42,950
8 m以上12m未満			12	23,070	2	1,390			14	24,460
8 m未満							1	1,670	1	1,670
合計	2	19,620	70	185,110	2	1,390	1	1,670	75	207,790

<都市計画道路一覧表>

区分	番号 a・b・c	路線名	幅員 (m)	延長(m)	区分	番号 a・b・c	路線名	幅員 (m)	延長(m)	
自動車 専用道路	1・2・1	第二東名自動車道	37	14,020	幹線道路	3・5・43	柚木岩本線	12	1,490	
	1・2・2	第二東名自動車道	33	5,600		3・4・45	蓼原水戸島線	16	1,520	
幹線道路	3・2・1	臨港富士線	30	4,930		3・6・46	加島線	11	330	
	3・1・2	国道1号バイパス線	40	12,000		3・6・47	本町四丁河原線	11	1,530	
	3・3・3	沖田大通り線	22	1,890		3・6・48	富士鷹岡線	11	6,400	
	3・3・4	田子浦伝法線	22	4,190		3・6・49	富士駅伝法線	11	2,800	
	3・3・5	今井早口線	22	470		3・6・51	入山瀬駅前通り線	11	150	
	3・4・6	富士富士宮線	21	6,000		3・6・52	比奈出口線	8	5,470	
	3・3・8	田子浦臨港線	26	3,540		3・6・53	伝法原田線	10	2,750	
	3・4・9	吉原富士線	20	2,300		3・6・54	長沢下田線	8	1,470	
	3・4・10	吉原浮島線	18	4,550		3・6・56	高瀬谷久保線	8	380	
	3・4・11	田子浦鷹岡線	18	9,870		3・6・58	下天間水神線	8	540	
	3・4・12	桧新田松岡線	16	10,300		3・6・59	沢向高田線	8	360	
	3・5・13	吉原大月線	12	7,830		3・4・61	五味島岩本線	18	2,690	
	3・4・14	吉原沼津線	16	8,670		3・5・74	依田原津田線	12	1,210	
	3・4・15	左富士臨港線	16	8,950		3・4・75	国道津田線	16	1,110	
	3・4・16	比奈片田線	16	1,460		3・5・76	五味島一号線	12	910	
	3・4・17	元吉原富士岡線	16	1,800		3・5・77	五味島二号線	12	570	
	3・4・18	元吉原中里線	16	3,140		3・3・79	富士インター線	25	900	
	3・3・19	本市場大淵線	25	6,100		3・3・80	岳南北部幹線	25	1,700	
	3・4・20	富士停車場厚原線	16	4,370		3・3・81	新富士駅南口大通り線	27	110	
	3・4・21	富士駅南口田子浦線	16	2,740		3・4・82	田子浦往環通り線	19	840	
	3・4・22	平垣松本線	16	1,620		3・4・83	柳島中通り線	19	140	
	3・4・23	十兵衛宮島線	16	1,400		3・5・84	富士川雁堤線	13	1,200	
	3・5・29	日吉新橋線	15	890		3・4・86	中島林町線	18	2,000	
	3・5・30	前田宮下線	15	3,550		3・5・88	須津橋中里線	12	690	
	3・5・31	荒田島日吉線	12	870		3・6・89	水戸島梅屋敷線	11	890	
	3・5・32	吉原勢子辻線	12	4,320		3・4・90	未広線	18	1,280	
	3・5・33	荒田島中里線	12	5,850		3・4・91	未広南北線	16	560	
	3・5・34	依田原国道線	12	650		3・4・92	未広東西線	16	510	
	3・5・35	栄町立小路線	12	390		3・4・93	岩淵小池下線	16	940	
	3・5・36	弥生線	12	3,950		3・4・94	富士川駅東口線	16	250	
	3・5・37	吉原大淵線	12	3,600		3・5・95	樹形富士川線	12	560	
	3・5・38	上和田若松線	12	1,450		3・5・97	富士川駅黒里線	12	30	
	3・5・39	津田蓼原線	12	1,730		区画 街路	7・6・1	島田1号線	8	950
	3・3・40	藤間前田線	26	1,340		7・6・2	島田2号線	9	440	
	3・5・41	柳島田子浦線	12	1,210		特殊街路	8・7・2	富士中央歩行者道	6	1,670
	3・4・42	漁港富士川口線	16	2,910		合計		75路線		207,790

※都市計画道路番号の見方

a 区分 b 規模 c 一連番号

- | | | |
|------------------------|--------------------|------------|
| a : 区分 | b : 規模 | c : 一連番号 |
| 1 自動車専用道路 | 1 幅員40m以上のもの | 各都市計画区域の道路 |
| 3 幹線街路 (主要幹線・幹線・補助幹線) | 2 // 30m以上40m未満のもの | 区分ごとの一連番号 |
| 7 区画街路 | 3 // 22m以上30m未満のもの | |
| 8 特殊街路 | 4 // 16m以上22m未満のもの | |
| (歩行者専用道・自転車道・自転車・歩行者道) | 5 // 12m以上16m未満のもの | |
| | 6 // 8m以上12m未満のもの | |
| | 7 // 8m未満のもの | |

<都市計画道路の種類>

種類	内容
自動車専用道路	都市高速道路、都市間高速道路、一般自動車道等専ら自動車の交通の用に供する道路
幹線街路	都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路
区画街路	地区における宅地の利用に供するための道路
特殊街路	主に歩行者、自転車等の自動車以外の交通に供することを目的とした道路

(2) 交通広場

鉄道駅等の交通結節点においては、バス、タクシー、自家用車等への乗り継ぎが円滑に行えるよう、必要に応じ駅前広場等の交通広場を設けるものとされています。

富士市では、効率的な交通処理を図るため、都市計画道路の一部として8か所の交通広場を都市計画決定しています。



JR東海道新幹線新富士駅前広場

<交通広場の決定状況>

※交通広場とは、都市計画法上の名称であり、一般的に、鉄道駅前面の「交通広場としての道路」を駅前広場としている。

名称	位置	鉄道名	面積(m ²)		決定年月日 (告示番号)	備考
			計画	供用		
富士駅北口駅前広場	本町地内	JR東海道本線	7,000	7,000	S51.4.2 (県告第246号)	富士停車場 厚原線
富士駅南口駅前広場	横割本町地内	JR東海道本線	5,500	5,500	S37.3.17 (建告第637号)	富士駅南口 田子浦線
入山瀬駅前広場	鷹岡本町地内	JR身延線	1,100	1,100	S30.3.31 (建告第400号)	入山瀬駅前 通り線
富士根駅前広場	天間字川坂地内	JR身延線	1,200	0	S36.9.28 (建告第2214号)	田子浦鷹岡線
J R東海道新幹線 新富士駅前広場(※1)	川成島字上川成地内	JR東海道新幹線	8,500	8,500	H11.10.15 (県告第829号)	田子浦伝法線
J R東海道新幹線 新富士駅前広場(※2)	川成島字上川成地内	JR東海道新幹線	5,600	4,900	H11.10.15 (市告第136号)	新富士駅南口 大通り線
富士川駅東口駅前広場	中之郷字堺町下地内	JR東海道本線	1,930	288	H23.3.29 (市告第43号)	富士川駅東口線
富士川駅西口駅前広場	中之郷字堺町下地内	JR東海道本線	800	800	H23.3.29 (市告第43号)	富士川駅黒里線

※1 新富士駅富士山口 ※2 新富士駅南口

(3) 自転車駐車場

自転車駐車場は、鉄道駅等の公共交通と自転車交通の結節点や量販店等の周辺において自転車の放置に伴う通行の阻害や都市景観の悪化等を防ぎ、歩行者等の安全で快適な通行を確保するため、富士駅周辺地区に2か所の自転車駐車場を都市計画決定しています。



富士駅東自転車駐車場

<自転車駐車場の決定状況>

番号	名称	位置	面積 (m ²)	構造 階層	収容数 (台)	決定年月日 (告示番号)	供用年月日
1	富士市富士駅東自転車駐車場	下横割字本田堀南 上横割字本田堀南	350	地上 2層	400	S54.8.18 (市告第66号)	S55.4.10
2	富士市富士駅西自転車駐車場	下横割字砂山前	400	地上 1層	200	S54.8.18 (市告第66号)	S57.4.8

(4) 港湾

田子の浦港は、駿河湾の最奥部に位置し、富士山麓の南を流れる沼川と潤井川の合流点に建設された掘込式港湾です。

昭和33年に静岡県総合開発計画に基づく駿河湾臨海工業地帯の拠点として建設に着手し、同36年に供用開始、同39年に重要港湾、工業整備特別地域整備促進法に基づく工業整備特別地域に指定され、地域経済の成長とともに工業港として発展してきました。

現在、岳南地域をはじめ、静岡県東部地域の海上輸送の拠点として、国際貿易や沿岸漁業、産業経済等を支える拠点として大きな役割を果たしています。

<港湾の決定状況>

名称	面積(ha)	処理能力(バース)	当初年月日	最終年月日(告示番号)
田子の浦港	66.47	26	S34.3.31※	S40.3.5(建告第381号)

※港湾法に基づく港湾の指定(昭和27年11月10日) 旧都市計画法に基づく港湾の決定(昭和34年3月31日)

<港湾の区域>

関係法令	水・陸別	区域	面積(m ²)
港湾法	水域	中丸三角点(4.9m)から67度2,830mの点(東経138度41分44秒北緯35度8分32秒)を中心として1,335mの半径を有する円内の海面並びに沼川河合橋、和田川吉原橋、潤井川潤井川橋(田子の浦高架橋)及び江川江川水門各下流の河川水面、並びに富士市依田橋字三ツ又、字市川、富士市鈴川字堤外白倉及び富士市前田字舞台地先水面	1,383,504
港則法	水域	沼川東海道本線鉄道橋南西端を中心とする半径1,600mの円内の海面並びに沼川沼川新橋、和田川新和田川橋、潤井川田子の浦橋及び江川江川水門各下流の河川水面	1,096,300
都市計画法	陸域	臨港地区	1,207,000

2 公共空地

(1) 公園・緑地

公園や緑地は、都市で生活する人々にとって、休息、観賞、運動等、主に屋外レクリエーションの場として欠くことのできないものであるとともに、都市の環境保全、景観の向上、また都市防災の見地からも不可欠な都市施設です。

公園は、規模や利用される目的ごとに種類、種別が決められており、住区基幹公園として街区公園、近隣公園、地区公園に、都市基幹公園として総合公園、運動公園に、特殊公園として風致公園、歴史公園等に種別されています。(詳細はP 26公園の種類の種別欄に記載)

一方、緑地には、緩衝緑地、都市緑地、緑道などがあります。(詳細はP 26緑地の種類の種別欄に記載)

現在、富士市で決定している公園・緑地は、公園69か所(面積396.70ha)、緑地4か所(面積215.40ha)であり、市民一人当りの都市計画公園・緑地面積は8.63㎡、都市計画公園・緑地整備率は38.02%です。

<公園・緑地の整備状況>

(令和4年3月31日現在)

種類	種別	都市計画公園・緑地		整備状況		全公園・緑地の整備状況	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
住区基幹公園	街区公園	35	7.50	35	7.48	127	22.48
	近隣公園	17	37.20	7	11.40	11	14.24
	地区公園	0	0.00	0	0.00	2	9.28
都市基幹公園	総合公園	10	77.10	4	23.60	3	22.41
	運動公園	1	26.00	1	23.60	3	35.73
特殊公園	風致公園	5	57.50	5	30.60	11	32.74
	歴史公園	—	—	—	—	4	1.03
広域公園		1	191.40	1	94.50	1	94.50
公園小計		68 (69)	205.30 (396.70)	52 (53)	96.68 (191.18)	161 (162)	137.91 (232.41)
緑地	都市緑地	3	213.40	3	61.30	13	73.48
	緑道	1	2.00	1	1.97	8	4.48
緑地小計		4	215.40	4	63.27	21	77.96
合計		72 (73)	420.70 (612.10)	56 (57)	159.95 (254.45)	182 (183)	215.87 (310.37)

※広域公園とは、静岡県富士山こどもの国を示す。なお、()内の数字は、静岡県富士山こどもの国を加算した数字。



岩本山公園



広見公園

<都市計画公園・緑地一覧表>

(令和4年3月31日現在)

区分	番号 a・b・c	公園名・緑地名	面積(ha)	区分	番号 a・b・c	公園名・緑地名	面積(ha)	
街区公園	2・2・1	柳島公園	0.45	近隣公園	3・2・1	南町公園	0.90	
	2・2・2	今井町公園	0.46		3・2・2	四ツ家公園	0.70	
	2・2・3	津田第1公園	0.20		3・3・3	香梅公園	3.90	
	2・2・4	津田第2公園	0.17		3・3・4	横割公園	1.10	
	2・2・5	宮の前公園	0.16		3・3・5	福寿公園	1.50	
	2・2・6	錦町公園	0.18		3・3・6	蓼原公園	1.40	
	2・2・7	青島町公園	0.15		3・4・7	富士米の宮公園	4.80	
	2・2・8	緑町公園	0.24		3・3・8	天神公園	1.10	
	2・2・9	中央町公園	0.25		3・3・9	貫井公園	1.90	
	2・2・10	新通町公園	0.50		3・3・10	潤井川公園	1.60	
	2・2・11	住吉公園	0.13		3・3・11	上中公園	2.70	
	2・2・12	依田原新田第1公園	0.20		3・3・12	弥生公園	1.60	
	2・2・13	依田原新田第2公園	0.18		3・3・13	吉原公園	1.90	
	2・2・14	依田原新田第3公園	0.25		3・3・14	舟久保公園	3.80	
	2・2・15	依田原新田第4公園	0.16		3・4・15	原田公園	5.00	
	2・2・16	依田原新田第5公園	0.20		3・3・16	一色公園	1.80	
	2・2・17	中島公園	0.15		3・3・19	富士川第1公園	1.50	
	2・2・18	広見町公園	0.38		総合公園	5・4・1	靖国公園 A	5.00
	2・2・19	中里公園	0.11			5・4・2	富士川公園 A	8.60
	2・2・20	若松町公園	0.16	5・4・3		中央公園 A	6.30	
	2・2・21	入山瀬公園	0.33	5・4・4		雁公園 A	5.70	
	2・2・22	富士見台第1公園	0.05	5・4・5		石坂公園 A	7.50	
	2・2・23	富士見台第2公園	0.05	5・5・6		広見公園	14.60	
	2・2・24	富士見台第3公園	0.11	5・5・7		比奈公園	11.50	
	2・2・25	富士見台第4公園	0.06	5・4・8		吉原東公園	9.70	
	2・2・26	富士見台第5公園	0.06	5・4・9		昭和放水路記念公園	5.00	
	2・2・27	富士見台第6公園	0.14	5・3・10		海浜公園 B	3.20	
	2・2・42	神谷公園	0.25	運動公園	6・5・1	富士総合運動公園	26.00	
	2・2・43	増川公園	0.22	特殊公園	7・4・1	新浜公園	4.20	
	2・2・44	富士駅南第1公園	0.24		7・5・2	砂山公園	29.60	
	2・2・45	富士駅南第2公園	0.22		7・5・3	岩本山公園	13.20	
	2・2・47	富士中部1号公園	0.30		7・4・5	港公園	6.30	
	2・2・48	富士中部2号公園	0.24		7・4・6	浮島ヶ原自然公園	4.20	
	2・2・49	富士中部3号公園	0.22	広域公園	9・6・1	静岡県富士山こどもの国	191.40	
	2・2・50	富士川第2公園	0.33	公園合計69か所			396.70	
				緑地	1	富士川左岸緑地	183.60	
					2	富士緑道	2.00	
					3	入山瀬緑地	6.80	
					4	富士川右岸緑地	23.00	
							緑地合計4か所	215.40

A) 区分番号は5番決定であるが、地区公園に分類 B) 区分番号は5番決定であるが、特殊公園に分類

※都市計画公園番号の見方

a 区分 b 規模 c 一連番号

a : 区分

- 2 街区公園 6 運動公園
- 3 近隣公園 7 特殊公園 (風致公園)
- 4 地区公園 8 特殊公園 (その他)
- 5 総合公園 9 広域公園

b : 規模

- 2 面積1ha未満のもの
- 3 面積1ha以上4ha未満のもの
- 4 面積4以上10ha未満のもの
- 5 面積10ha以上50ha未満のもの
- 6 面積50ha以上300ha未満のもの
- 7 面積300ha以上のもの

c : 一連番号

各都市計画区域の公園
区分ごとの一連番号

<公園の種類>

種類	種別	内容	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用できるように配置し、1か所当たり面積0.25haを標準として配置
		近隣公園	近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に住居する者が容易に利用できるように配置し、1か所当たり面積2haを標準として配置
		地区公園	徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用できるように配置し、1か所当たり面積4haを標準として配置
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休憩、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とし、都市規模に応じ1か所当たり面積10～50haを標準として配置
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とし、都市規模に応じて1か所当たり面積15～75haを標準として配置
特殊公園	風致公園	風致を享受することを目的とし、樹林地、水辺地等の自然条件に応じて適切に配置	
	動植物公園	動物園、植物園等特殊な利用に供される公園で、都市規模に応じて適切に配置	
	歴史公園	文化財の保護、活用を図り、歴史的な環境が形成される修景が施された公園で、文化財の立地に応じ適宜配置	
	墓園	面積3分の2以上を園地等とする景観の良好な且つ屋外レクリエーションの場として利用に供される墓地を含んだ公園で、都市の実情に応じ配置	
	その他	児童の交通知識及び交通徳を体得させることを目的とする交通公園、その他街園等当該都市の特殊性に基づいて適宜配置	
大規模公園	広域公園	一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とし、地方生活圏等広域的なブロック内の容易に利用可能な場所にブロック単位ごとに1か所程度、面積50ha以上を標準として配置	
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、都市圏域から容易に到達可能な場所に設置規模は1,000ha、うち標準として都市公園500haを配置	

<緑地の種類>

種類	内容
緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置に、公害、災害の状況に応じて配置
都市緑地	都市の自然的環境の保全及び改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地で、0.1ha以上を標準として配置 ただし、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合、或いは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために設ける場合、その規模は0.05ha以上
緑道	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を行うことを目的として、近隣地区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で、幅員10～20mを標準

(2) 墓園

墓園は、焼骨を埋葬する場所というだけでなく、先人に対する慰霊の場、市民の心に安定感をもたらすやすらぎの場としての性格を併せ持つ都市施設です。

富士市では、人口や世帯数の増加などによる墓地の不足に対応するため、平成9年4月22日に富士市森林墓園を決定し、平成13年4月から一部を、平成20年4月1日には全面を供用開始しました。



富士市森林墓園

<墓園の決定状況>

名称	位置	面積(ha)		決定年月日
		計画	供用	
富士市森林墓園	桑崎字大峯外	14.3	14.3	H9.4.22 (県告第427号)

3 供給施設・処理施設

(1) 下水道

下水道は、健康で快適な生活環境の確保、雨水による浸水被害の防止、更には河川や海域の水質の保全など都市生活の水準を保持する上で重要な役割を担う施設です。

下水道施設は、公共下水道、流域下水道、都市下水路の3つに大別されます。富士市では、公共下水道（2処理区）と都市下水路（3路線）を都市計画決定しています。

◆公共下水道

公共下水道は、市街地における下水を排除又は処理するために、市町村が管理し、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である下水道です。

さらに終末処理場を有する単独公共下水道と、流域下水道に接続する流域関連公共下水道に分類されます。

富士市では、単独公共下水道を決定しています。



西部浄化センター

<公共下水道の決定状況>

処理区	方式	排水区域 (ha)	下水管渠 (m)	処理場		当初決定	最終決定 年月日 (告示番号)
				箇所数	面積 (㎡)		
西部処理区	分流式	2,807	3,240	1	53,100	S47.12.6	H16.3.11 (市告第25号)
東部処理区	分流式	2,821	3,920	1	124,000	S57.1.4	H18.6.23 (市告第116号)
計		5,628	7,160	2	177,100		

<下水道の人口普及率の推移>

(単位：%)

年度	H5	H10	H15	H20	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
富士市	45.1	58.6	65.0	68.2	72.5	73.4	74.3	75.1	75.9	76.6	77.3	78.0
静岡県平均	30.0	40.3	48.8	56.2	61.0	61.6	62.1	62.6	63.1	63.5	63.9	64.3
全国平均	49.0	58.0	66.7	72.7	77.0	77.6	77.8	78.3	78.8	79.3	79.7	80.1

※平成26年度以降の人口普及率の全国平均は、福島県を除く。

(資料：上下水道経営課)

※平成27年度から令和2年度の人口普及率の全国平均は、福島県の一部地域を除く。

◆都市下水路

都市下水路は、主として市街地の雨水排除を目的として、降雨による浸水や滞水の被害を防ぎ、排水を良好にして生活環境を整備するための施設です。都市下水路の構造は、開渠を原則としており、終末処理場は有しないものです。

<都市下水路の決定状況>

水路名	排水区域 (ha)	ポンプ場		当初決定 年月日	最終計画決定 年月日 (告示番号)
		箇所数	面積 (ha)		
岳南排水路	288	2	6,700	S27.4.8	H24.2.8 (市告第12号)
富士川都市下水路	83	—	—	S45.12.4	H23.3.29 (市告第43号)
新町都市下水路	83	—	—	S51.12.22	H23.3.29 (市告第43号)
計	454	2	6,700		

富士市では、昭和27年4月8日に製紙業を中心とする工業排水専用の岳南水路（現在の岳南排水路）を決定しました。

また、市街地の浸水被害の軽減を目的として昭和45年12月4日に富士川町都市下水路（現在の富士川都市下水路）、昭和51年12月22日に新町都市下水路を決定しました。

(2) 汚物処理場

汚物処理場は、下水道未整備地区のし尿処理を行うものです。

富士市では、昭和35年3月9日に富士市営し尿処理場（現在の富士市し尿処理場）を決定し、クリーンセンターききょうがその処理を行っています。

また、旧富士川町域に設置された環境衛生センターは、旧庵原郡（由比町、蒲原町、富士川町）のごみ焼却場・汚物処理場として平成3年3月12日に決定しましたが、ごみ焼却施設の解体に伴い、平成26年11月21日に汚物処理場に変更しています。



クリーンセンターききょう

<汚物処理場の決定状況>

番号	名称	位置	敷地面積 (ha)	処理能力 (kℓ/日)	当初決定年月日	最終決定年月日 (告示番号)
1	富士市し尿処理場	五貫島 字八軒屋前	2.1	190	S35.3.9	S54.8.18 (市告第64号)
2	環境衛生センター	中之郷字小池下	0.4	70	H3.3.12	H26.11.21 (市告第215号)

(3) ごみ焼却場

ごみ焼却場は、市民が生活する上で発生するごみを処理するために必要不可欠な施設です。富士市では、平成25年11月20日に富士市新環境クリーンセンターを決定し、現在稼働しています。



富士市新環境クリーンセンター

<ごみ焼却場の決定状況>

名称	位置	敷地面積 (ha)	処理能力 (kℓ/日)	当初決定年月日 (告示番号)	最終決定年月日 (告示番号)
富士市ごみ焼却場	大淵字八ヶ久保	1.85	300 (廃止)	S54.8.18	S63.6.28 (市告第54号)
富士市新環境クリーンセンター	大淵字糎窪	7.50	250	H25.11.20 (市告第179号)	—

(4) 産業廃棄物処理場

産業廃棄物は、富士市の産業構造の特性上、工場・事業所等から排出される種類・数量ともに極めて多く、特に地場産業であるパルプ・製紙工場から排出されるペーパースラッジの処理については、公害防止や環境保全の見地から様々な手法が用いられてきました。

産業廃棄物処理場の建設に向けては、昭和47年5月に民間企業者からなる富士産業廃棄物処理事業協同組合が設立され、同年11月15日には共同処理場としての富士産業廃棄物処理場を決定しました。

<産業廃棄物処理場の決定状況>

名称	位置	敷地面積 (ha)	処理能力	当初決定年月日
富士産業廃棄物処理場	大淵字岩倉	11.3	高分子系 5 t / 8時間 不燃物 100 t / 5時間 (廃止)	S47.11.15 (市告第77号)

4 その他の施設

◆火葬場

火葬場は、葬儀の一環として火葬の機能を持ち、公衆衛生、公共福祉の観点から必要不可欠とされる施設です。

富士市では、昭和59年9月22日に富士市斎場として決定し、昭和61年から供用開始しています。また、平成18年6月23日に第二東名IC周辺地区土地区画整理事業の都市計画決定に伴い、区域を一部変更しました。



富士市斎場

<火葬場の決定状況>

番号	名称	位置	敷地面積 (ha)	処理能力	当初決定年月日	最終決定年月日 (告示番号)
2	富士市斎場	大淵字市十窪、 字風穴	2.0	1日最大火葬数 6基×3体 =18(体/日)	S59.9.22	H18.6.23 (市告第115号)